

### 第3回 橋本市子ども・子育て会議

#### 議事録

開催日時	平成26年3月28日(金) 午後6時30分～午後9時00分
開催場所	教育文化会館4階 第5展示室
出席者 (委員)	上杉委員、坂本委員、佐々木委員、新谷委員、菅原委員 西山委員、船井委員、舩木委員、古井委員、前迫委員 枅谷委員、松井委員、村本委員、守安委員、森田委員(武藤委員の代理出席)
欠席者	
事務局	こども課：小原課長、井上補佐、木下係長、岡係長、森田、上西 健康課：坂口母子保健係長 幼保一元化整備室：曾和室長 教育総務課：吉田課長、学校教育課：中山学務係長、社会教育課：伊藤課長
議題	(1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて (2) 確認を受ける特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準について (3) その他
資料	平成25年度第3回橋本市子ども・子育て会議次第 資料1-1 就学前教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて 資料1-2 地域子ども・子育て支援事業の事業概要等について 資料2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準について 参考資料1 確認制度について 参考資料2 地域型保育事業について 参考資料3 子ども・子育て支援新制度における量的拡充と質の改善について

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>開会</p> <p>こんばんは。定刻となりましたので、ただいまより平成 25 年度第 3 回の橋本市子ども・子育て会議を開会します。皆さんにおかれましては、お忙しい中、また夜分にもかかわりませずご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>本日、保育園経営者の代表であります武藤委員が所用により欠席となっており、代理として社会福祉法人香久の実福祉会香久の実保育園園長の森田様にご出席いただいています。それから、まだ船木委員と船井委員がこられていませんが、ただ今のところ半数以上の委員が出席されていますので、本会議が開催できますことをご報告申し上げます。</p>
事務局	<p>○資料確認</p> <p>それでは、続きまして議事に移りたいと思います。これからは議長にごあいさついただき、それ以降、進行を古井議長にお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>こんばんは。3月の末ということで、新年度の準備に皆さん、お忙しいことかと推察いたします。大学の方も新年度の準備に向けて、ガイダンスだったり、大学の方でも新入生合宿ということで、1泊2日の合宿で大学に入って初年次にきちんと単位が取れるように学生をサポートするという体制がとられています。先日、男性ベビーシッターによる痛ましい事件があったということもあります。そのような事件がたくさんあるのですが、そういうことを元に、子ども・子育て会議というところは、子どもにとって最善の利益をということを考えていける場があります。これまでの議事録については、ホームページで発言等掲載されていますので、またお時間がありましたら、ご覧いただければと思います。今回からは、量の見込みということについて、この会議で話し合う重要な機会となります。粛々と議論を進めていきたいと思いますので、皆さんの活発なディスカッションを期待しています。</p> <p>それではさっそく議事に入りたいと思います。教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて事務局より説明があります。</p>

事務局	議事（１）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて
議長	今、事務局から説明いただいたことについてご意見、ご質問はありませんか。
委員	<p>3点ほど質問いたします。前回、福祉課の方へ、ショートステイ、トワイライトステイを六地学園の方も対応していたのでどうですかという話をここでさせていただいたのに、私が質問したにもかかわらず、学園の方に直接、福祉課の課長さんの方からご連絡があったようで、そういうのはどうなんだろうということが一点。会議のあり方ですが、私もホームページや他市のやり方も見て、一般代表で私と上杉さんの2人で来ていますが、私たち2人だけでは意見が足りない部分があるのではないかという思いが日々募ってきていて、ヒアリングをされているところもあるようなので、もしよかったらそういう場をつくっていただいて、色々な方の意見も参考にされた方が、橋本市としての独自の方針も立てやすいのではないかと思っているのが一点。もう一つ最後ですが、こういう全体の会議、皆さんの意見を共通理解できるのでいいとは思いますが、なかなか意見を発するにはどうかなということもあって、発言をさせていただきやすいグループ討議はどうかなと思うので、また検討していただければと思います。</p>
議長	<p>二つ目と三つ目の質問は会議のあり方に関する質問なので、最後のその他の議題にも書かれたと思いますが、最初の質問を中心にご回答いただきたいと思います。</p>
事務局	<p>一点目の六地学園がショートステイの対象施設になっていないということで、前回、ご質問いただいた件について、この件について所管するのが福祉課になりますので、福祉課の方にどういった理由でそうなっているのかということをお問い合わせしました。その中で、ショートステイ事業を実施するには、評議会を設置する必要がありますのですが、その評議会を設置していないということで、現在、六地学園は事業ができないという状況です。その内容について、どうしてそうなっているのかということで、多分、福祉課の方が問い合わせをした状況かと思えます。結果として、私たちが聞いているのは、法人が評議会を設置するつもりはないということで、その事業をやっていないということでしたので、事業をやりたいというのが私たちの気持ちですが、法人の都合もあり、そういうことですので、現在事業は実施していないということです。そういうかたちで福祉課の方から問い合わせがあったことについては、申しわけなく思っていますが、所管の福祉課の方でそういう事情を聴取したということで、その点についてはご了解</p>

	<p>いただきたいと思っています。</p> <p>それから、この会議のあり方、進め方の中についてご提言いただきましたが、実際、事務局が作成したものをこちらに提案して、その報告を受けて、それを認めていくという形ではなく、できるだけ委員さん方の議論によって精査していくという場であった方がいいのかなと思っています。それで、グループ討議というような話がありましたが、専門部会を立ち上げてということも考えはしましたが、何せタイトなスケジュールで、9月議会に条例等をあげていく必要があります。そういうなかで日程を組んでいますと、やはり7月ぐらいには条例等をつくりあげて、議会に提案していくというような短期間でのスケジュールになりますので、重要な案件については、関係する委員を中心として、関係団体とヒアリングをして、その中で議論を深めて、こちらの会議に提案するというような手法を採りたいと考えていますので、専門部会まではいきませんが、関係団体、あるいは関係の委員さんとこの会議以外の場面で協議、議論するということで、案を作り上げていきたいと思っておりますので、そういったことをご理解いただきたいと思っています。</p>
委員	<p>では承認したらいいだけの様に聞こえるのですが、それはどうなのでしょう。だったら、みんなでそれぞれグループに分かれて、PTAの代表の方が来られてもいいですし、色々な意見を聞くという、聞いてこういう思いがありますということ伝えていただいてもいいのではないかと思います。</p>
事務局	<p>それは当然、関係者の出席も設置条例で認められていますので、そういった場面も必要に応じてつくっていてもいいのかなと思っています。それから、承認するしないではなく、先ほどいいましたように、案をつくる段階で、関係の委員あるいは関係団体等ヒアリングや協議の場を設定して、その中で案をつくっていくということですので、この会議が報告を受け手、認めていくだけの組織ではなく、別の場面で委員さんにも入っていただいて協議していきますので、そういった中で自由にできていくのかなと思っています。</p>
議長	<p>ほかにございませんか。</p>
委員	<p>パーセンテージが出ているのですから、そこから割り出せませんか。</p>
事務局	<p>先ほど説明でもちらっとふれましたが、単純にかけ算をすれば量は出ますが、実際に内閣府から出ている手引きの中では、この分に利用意向率をかけて算定す</p>

	<p>るということになっています。ただ、利用意向率の算定を、この会議に間に合わせるためにやっていたのですが、利用意向率がまだ出せていないという状態です。</p>
委員	<p>それはいつごろできるのですか。それがなかったら、何も話が見えてこないのですが。</p>
事務局	<p>次回の会議までには必ずつくって、報告いたします。</p>
委員	<p>次回の会議はいつごろ予定されていますか。</p>
事務局	<p>4月末から5月の頭で考えています。</p>
委員	<p>できれば早く決めてほしいのですが。</p>
事務局	<p>可能であれば、この場で会議の日程を決めていただいても結構です。</p>
委員	<p>先の委員の発言もありましたが、私自身、ほかの保護者の方々の考え方を熟知しているわけではありませんので、やはり色々な方々の専門的な意見だけでなく、保護者の方の意見を聞いていきたいと思っておりますので、かなりタイトなスケジュールで難しいと思っておりますが、今後、時間があれば何らかの機会を与えていただければと思っております。</p> <p>それから、先ほど説明していただきましたが、資料も早く手元に届くのは難しいとは思いますが、当日の会議で説明を聞きながら目を通すのが精一杯で、質問なり内容を考えるのが非常に難しい状態ですので、できれば、今回は資料を当日配布ということでしたが、1日2日でも早く手元に資料をいただければ、一度目を通すことができますので、その点、今後考えていただけたらと思っております。</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業の中で、先ほど423名出産のうち264名訪問ということでしたが、やはり訪問されている家庭より、訪問できなかった家庭のその後の支援はどうなっているのでしょうか。行政の方は十分に対応されているとは思いますが、そちらが気になりますので質問いたします。</p> <p>最後に妊婦健康診査事業もそうですが、96パーセントの方が初期に届け出をされているということですが、残り4パーセントの方が初期の届け出がないために、無料健診等ができないということですが、やはり4パーセントの方々が何らかの経済的事情もあると思っておりますが、やはり子どもさんの出産状況など、また大きく変わってきたり、支援等必要になってくる可能性も多いと思っておりますので、その辺</p>

事務局	<p>もまた行政の方々の方でフォローをよろしくお願いします。</p> <p>1点目の保護者の方の意見を聞くことについては、事務局としては、そういう場も設定していきたいと考えています。2点目は、資料については、本日は当日の配布ということで、大変申し訳ありませんでした。本来、事前に送付して目を通して、会議に臨んでいただくのですが、今回、事務作業が遅れており、当日の配布となっております。次回からは何日か前に送らせていただくようにいたしますので、よろしくお願いします。先ほど、量の見込みの話もありましたが、量の見込みについてはかなり慎重に出す必要があります。次回に提出させていただきますので、よろしくお願いします。</p>
事務局	<p>引き続き、ご質問にお答えします。専門職の訪問について、平成24年度は264件と説明しましたが、地域には母子保健推進員が全部で80人おりますので、各地区で生まれた子どもについては、よほどお断りがない以外は、全部その推進員さん方にお声がけはさせていただいています。ですから、できるだけ早期虐待予防ということもありますので、声かけはさせていただいていますので、その中で気になることがありましたら、担当の保健師の方に引き継いでいただいています。その点については、ご安心いただけたらと思っています。ただ、専門職の訪問の264件というのは、特に出産のあと、不安の強い第一子に関してはよほどお断りのない限りは確実に訪問に行くようにしていますし、第二子以降であっても、ご希望のある場合は、必ず訪問しています。何らかのかたちでは、どこかでは捕まえるという言い方はおかしいですが、支援させていただくような体制づくりはしています。ただ、そのようなシステムをご存じでない方もおられると思いますので、その点は啓発等して対応していきたいと思えます。</p> <p>もう一点、妊婦健診について、恩恵を被ることができないという理由の一つは、昔は経済的な状況が大きかったのですが、今は14回、22枚という券があるということで、以前は前期と後期の2回しかありませんでしたが、本当に92,190円という、値段でいうとそのぐらいの支援がもらえます。だからずいぶんと経済的な理由で受けられないというのは避けられるようになりました。ただ、この中期以降に届け出があるという理由については、さまざまな理由があるといいましたが、一つは十代の妊娠。妊娠が分かるまでに時間がかかっているということ。あとは複雑な理由。家庭的な理由で、例えば、相手がいるのですが、なかなか認知されなかつたり、産むか産まないかのところで悩んだり、そういう色々な方がおられます。今年はなかったのですが、未管理妊婦とって、本当に届け出に来てすぐに出産になってしまう。あとから届け出にくるというような状況もあります。今</p>

委員	<p>の時代の背景も色々あって、本当に早い方がいいのは分かっているのですが、ご事情があるので、私たちからどうこう言えるような内容も限界があります。ただ、特に後半で届け出がある場合は、やっぱり理由があって遅いというのが分かっていますので、特に妊娠中から支援するという形をとっています。特に十代に関しては、全員訪問したり、声をかけたりということを確実にするようにしていますので、その点も今後もやり続けていきたいと思っています。以上です。</p> <p>3ページ、子育て短期支援事業について、平成22年7名、平成23年5名だったのが、平成24年で急に0名になっているのはなぜでしょうか。こういう時代環境ですから、むしろ増えていてもおかしくないのかなと思うのですが、この理由についておたずねしたいと思います。</p>
事務局	<p>ただいまの質問について説明いたします。特記事項のところに利用状況も書いていますが、平成22年度の斜めのうち4人は兄弟で、1世帯で4人一度にお預かりするという状況になっています。平成23年度についても、利用人数5名のうち、4人は兄弟ですので、世帯数でいくと22年度が4世帯、23年度が2世帯という利用状況になりますので、24年度はその世帯の利用がなかったということです。</p>
議長	<p>私の方からも質問いたします。全国共通で量の見込みを算出する項目ということで、これは行政、政府のほうから出ると思いますが、それに対して教育標準時間認定と保育認定が分かれています。保護者の方の就労の形態によって認定区分は変わってくるということですが、例えば、タイプE'とタイプFで、保育所の利用というところも家庭の事情にのっとって柔軟に対応していく必要があるのではないかと思います。この家庭類型と認定区分の関係について、これは固定化されたものなのか、市独自で柔軟に対応できるものなのかということについて教えてください。</p>
事務局	<p>今回、提示したのは、いわゆる量の見込みを算出するためのものですので、認定区分に関するルールを決めるということは、また別の設定をする必要があります。ですから、今、会長がおっしゃったように無業×無業の方でも、対象になってくるというケースは当然出てこようかと思います。</p>
議長	<p>認定区分に関するルールや手順は、本当に要保護児童とかの関係もあって、非常に重要だと思いますので、またのちのちのことだと思いますが、皆さんもお知りおきいただければと思います。そのほか、何かありますか。</p>

委員	<p>資料1-2の5ページ登録された世帯数、登録された児童数とありますが、「登録された」という部分で、どの条件であれば登録されて、どういう条件では登録外となるのか教えてください。</p>
事務局	<p>どのような状況で登録されるかということですが、児童虐待の場合は、学校や医療機関の方から虐待を疑われるケースの情報が、児童相談所や市の方に寄せられる場合があります。そういった案件について、これは継続してかかわっていく必要があると児童相談所や市の方で判断した場合、個別ケース台帳に登録することになります。特に問題がないという場合については登録しないということですので、何らかの市の関わりが今後必要であると考えられる場合に登録されるということです。</p>
議長	<p>そのほか、ご意見等ございませんか。</p>
委員	<p>3つほどあります。一つは見込みの算出や見込み量について、分かっているのですが、アンケートの回答率からかなり正確なものが出てくるのでしょうか。もっと皆さんがアンケートに回答して下さったら、もっと正確なものが出るのではないかという感じがします。</p> <p>それから質問ですが、資料1-2の1ページの時間外保育事業について、これは6時以降でこの人数なののでしょうか。幼稚園であれば、2時ぐらいに終わって、それからの時間かと思っていたのですが、今現在、6時以降で幼稚園で時間外保育事業がされているのでしょうか。自分たちが子育てをしていた時は、お昼までの時は幼稚園は11時で終わり、午後までの時は2時に終わっていましたが、今は遅い時間で、こんなにたくさんのお子さん達が預かってもらっているのかと思って、ちょっと驚きました。聞き間違いでしたらすみません。</p> <p>もう一点、学童保育について、放課後児童健全育成事業について、現在、橋本市には学童保育はいくつあるのでしょうか。教えていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>まず、時間外保育事業について、これについては幼稚園ではなく、保育所で実施している事業になります。保育所は、早いところでは朝7時に開いて、夕方7時頃まで開園しています。11時間を超えると延長保育事業ということになり、実利用数は約470名で、述べ利用が1万9,500名ですので、保育所の場合は、こういった利用があるということです。幼稚園の預かり事業については、このデータには入っていません。</p>

委員	<p>私立幼稚園も一時預かり事業をやっています。</p>
事務局	<p>学童保育所の数は14カ所です。公設民営が13、民設民営が1ということで14カ所になっています。</p>
事務局	<p>先ほど、委員から質問のあった率に関して、正確な数値が出るのかというご質問ですが、正直なところ、正確なものかどうかは、今の段階ではなんとも申しあげられません。ただし量の見込みが出ましたら、今の保育児童数と出てきた見込みの数が著しく解離しているという状況であれば、これは正確なものではないという判断になるかと思えます。国の手引きの中では、そういうようなケースも想定しており、そうなった場合に関しては、該当設問を見直したり補正值を用いたりして、現状に合うような状態できちんとした数字に修正するということになっています。ただ、今の段階では、なんとも申しあげられないというところですが、4月中頃に県に一度暫定値を報告します。そうすると、県の方では各市町村のばらつきが分かりますし、われわれとしても近隣の市町村との比較もできるようになると思っています。以上です。</p>
委員	<p>資料2-1の3ページ、子育て短期支援事業と5ページの要保護児童対策地域協議会の関連ですが、子育て短期支援事業を利用する必要がないのは、大変結構なことだと思いますが、実際問題、要保護児童対策地域協議会に登録された人が平成24年度は94世帯、198名いるということで、その中で本来なら、短期支援事業を使うべきかもしれないところを拾えていないのではないかという気がします。これにかかわらず、先ほど医師、医療との連絡云々という話もありましたが、最近は色々と精神的な疾患で大変な親御さんもおられるでしょうし、育児が困難というケースもかなり多いと思いますが、その辺、うまく拾えているのかどうかということをお聞きしたいです。</p>
事務局	<p>今、おっしゃっていただきましたように、子育て短期支援事業と要対協の事業とはすごく関連があります。実際、子育て短期支援事業を使っている世帯には、要対協に登録されている世帯もあります。実際、ちゃんと拾えているのかというところですが、それについては、やはり窓口等に相談に来てくれる保護者に対しては、ショートステイ事業のことを細かく説明した上で、実際、預かってくださる里親さんのところにも、とりあえず一度見学にいきましょうという形で、いざ</p>

	<p>何かあった時には利用できるような、そういう体制は支援しているつもりです。実際問題、子育て短期支援事業というのは、市の権限で決定できます。ですから、お母さんにちょっと休息が必要だなという世帯については、市の決定をもって子育て短期支援事業を利用していただいたりはするのですが、もっと重篤なケースになると、児童相談所が一時保護という決定を下して、県の判断で保護所の方に送致されるケースも多々ありますので、ショートステイだけで拾うというよりも、児童相談所が一時保護という決定で送致をするというケースも多々あります。</p>
委員	<p>一時保護とショートステイは全然違うものですか。</p>
事務局	<p>一時保護については、かなり危険な状況ということで、親子を分離する必要があるということで、児童相談所が施設に入所させるということです。ショートステイとは緊急度も違いますし、意味合いが違うということです。</p>
議長	<p>それでは続いて議題（２）に移ります。</p>
事務局	<p>議題（２）確認を受ける特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準について説明</p>
議長	<p>ただいま事務局より膨大な資料について説明がありましたが、子ども・子育て支援法ということで、確認の制度ができたということで、おおむね国の基準の形で行っていくという説明だったかと思います。</p>
委員	<p>あまりにも多すぎて、気になっているところだけ質問いたします。17 ページ運営に関する基準について、⑥苦情処理という項目がありますが、認定こども園に関することになりますが、苦情処理というのは、保護者からだけのものでしょうか。先生方も当然、職員として働いておられて、その先生方の園に対する苦情というか改善ということがあると思います。そして当然、まだこの先しばらく子ども園、幼稚園、そして認定こども園等で保育園が混在する状態が続くと思いますが、この辺の連携といいますか、先生方の情報ということに関しても、私は保育園の保護者会代表として来ていますが、その上で、保育園の先生方と話し合うことも多いのですが、同僚がこども園に行くことがあっても、情報が一切入ってこない。それは運営している法人の方から、あまり言うなというような指示もあると聞いています。それに保護者会に関しても、保護者会はいらないという提案が運営する法人の方からあったと聞いています。その辺に関しても、もう少し自</p>

事務局	<p>由に保護者も職員も情報交換できるような環境づくりを行政の方から特に気を配ってしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>苦情処理について、入所者、保護者等からの苦情というのは、「等」の中に入るのは近隣住民と考えています。施設の職員の苦情についてはここには含まれない。法人内で解決する問題であるということで、ここには含まれていないと考えています。</p> <p>保護者会の設立の話ですが、それは公設民営の民営化した場合の話でしょうか。</p>
委員	<p>そうです。</p>
事務局	<p>私どもが民営化している保育園とこども園がありますが、そちらについては保護者会の設立については協力するよとということを協議書で謳っています。最初にできた高野口こども園についても、初年度から保護者会を立ち上げておりますし、すみだこども園についても初年度から保護者会を立ち上げております。今年度から開園した三石保育園でも保護者会を立ち上げていますので、その辺りについては市の指導通りにやっていると認識しています。</p>
委員	<p>今はあるんですよ。ただ、当初は先ほど言ったように、いらない、つくらなくてもいいと。保護者の方から、いや、必要だという運動が起こってできたという経緯だと聞いています。</p>
事務局	<p>その点に関して、初年度から立ち上げたというのは、今日はたまたまその理事長さんが来ておられて、初年から保護者会を立ち上げたという話がありましたので、細かいことについては、私は把握していませんが、保護者の方が率先して立ち上げたということで、それをこぼんだということはないと思っています。</p>
委員	<p>保育園、認定こども園、幼稚園の枠を越えた交流というのでしょうか、民営になるとどうしても各園独自の方針でいきたいということで、先ほど例を挙げたように、もともと保育園に勤めていた職員の方がこども園に行ったら、なかなか交流できないという状況が生まれているようです。その辺をもうちょっと自由に、職員どうしても色々な情報交換等々できるような状態にしていきたいというふうに思っています。</p>
事務局	<p>園長会については、公設民営の園長も園長会に参加しています。研修についても、公的な研修については公民関係なく、同じように参加していただいています</p>

委員	<p>が、委員さんがおっしゃるように、交流についてはやはり不足していると私たちも考えていますので、できるだけ交流できるような形を、こういった手法がいいのか、今後考えていきたいとは思っています。</p> <p>あくまでも経営も必要だとは思いますが、それなりの方針等々、規制等があっても当然だとは思いますが、保護者に関して言わせていただくと、今は橋本市保育園・こども園連合会となっていますが、今までこども園だった園はすべて抜けています。このままいくとこども園に全部移行すると思いますが、各こども園だけがぽんぽんとある形ができて、これは保護者会に関しての話ですが、連携するという状態ができてこないような感じが非常に感じていますので、その辺に関して、もうちょっと行政の方からも多少、はたらきかけもしていただきたいと思います。当然、保護者会でこれから先、こども園になっていく保護者とはその辺のことを話し合っていますが、それまでの話になると、私もあまりあずかり知らないことですので、多少、職員同士の交流を含めて考慮していただきたいと思っています。</p>
議長	<p>それでは柘谷委員、お願いします。</p>
委員	<p>行政の柘谷です。高野口保育園の保護者会について、私も当時、携わった記憶があります。高野口保育園の保護者会については、理事長もどうぞつくってくださいという話が当初ありました。ところが、なかなか保護者会の方も初めてのこども園ということで、つくろうとはされたのですが、なかなかつくるのに時間がかかり、10月ごろにやっとできたということでした。理事長やこども園の方は拒否をしたということはありません。</p> <p>それから保護者会の連携について、高野口こども園ができた時に保護者会と一緒にやりましょうという話がありました。保育園の方も一緒にやろうという話がありましたが、当時は高野口こども園の保護者会の方が、なかなか一緒にということがなかったので、今、こういう状況になっていると思います。今後もそれについては、一緒にやろうという方向ではたらきかけは続けていこうと思っています。</p>
委員	<p>前向きな回答ありがとうございます。</p>
議長	<p>ほかにご意見ございますか。</p>
委員	<p>保育料の減免について、今回はそれほど大きく上がっていないのですが、資料</p>

事務局	<p>22 ページに保育料の額が出ていますが、分からないので質問いたします。前回の参考資料の 68 ページ、保育所の場合、第一子、第二子、第三子、5 歳から 0 歳で、小 1 以上はカウントしないとなっています。</p> <p>それから、橋本市の平成 22 年 3 月ようこそ子ども・子育てのびのびゆめプランでは、18 歳までの児童があつて、今後は国の指針に従うようになるのでしょうか。</p> <p>保育料の減免の内容については、橋本市は国の基準通りやっています。国が決めた減免が今後どうなるかわかりませんが、おそらく国の基準通りになると思います。額については、橋本市の場合は、国の基準額よりも 8 割程度低い額で抑えていますので、今後国の方で利用者負担等が示されていく中で、再度検討していく必要があると思っていますし、その中で減免措置については、国の基準通りにやっていく方針になろうかと思っています。</p>
委員	<p>そうすると、条件が悪くなるのですね。68 ページ、多子世帯の保護者負担の軽減ということで、ここでは第一子、第二子、第三子が保育園に通っていないと第三子がただにならないのですが、以前のものであれば、保育料を免除しますとなっています。それで、条件が悪くなるのではないかと思っているのですが。</p>
事務局	<p>今回、混乱させてしまったかもしれませんが、前回の資料で出した公定価格利用者負担の主な論点についてという、1 月 15 日の資料については、今後、われわれが橋本市において保育料、それから幼稚園での保育料等の価格を設定していくこととなります。それは当然、この子ども・子育て会議でも分かるような格好になります。公定価格の論点については、今まさに国の子ども・子育て会議の中で、つい先日の 3 月の会議の中でももまれているような状況です。この中で新たな制度として、議論されていて出てくるという状況になっています。また、今の減免の話に関しては、和歌山県が紀州 3 人っこ施策というのをやっていて、その 3 人っこ施策の中での 3 人目の減免というのを実施しているということになりますので、今度この新たな制度になった場合、その 3 人っこ施策がさらに継続して実施されるかというところは、また別のテーブルでの議論になってしまうので、今の段階では何ともいえないというところです。ただ、われわれとしては、今、実際に保育で保護者さんが払っている負担額よりも高くなるというのは難しいのかなというのは、感覚的に思っているのですが、その辺りについては、また新たにこの場で議論していくという形になろうかと思っています。</p>
委員	<p>ありがとうございます。</p>

<p>委員</p>	<p>資料2の18ページ、撤退時の基準のところ、3行目の3カ月以上の予告期間を設けることとされているが、とありますが、3カ月という期間は私の中では短いのではないかと疑問に思います。子ども関係では、何ヶ月単位ではなく、普通は1年、2年という単位で子どもをみているもので、色々な諸事情があつての撤退時の基準ということでしょうか、なぜ3カ月に決められたのか、3カ月以上の予告期間をもう少し長くすることはできないかという点。2行下、「その他の便宜の提供を行わなければならない」とありますが、これは便宜の提供だけであつて、子どもや児童が、その後、色々な施設に絶対に入れるかということがあるかという点。</p> <p>前置きが長くなりますが、橋本市は公立保育園と認定こども園と両方ある状態ですが、今後、認定保育園に移行していくのはかなり多いと思いますが、ストレートに聞かせていただきますと、公立保育園なり公立幼稚園が残る可能性なり、状況を現時点では答えられないとは思いますが、市の方向性をおうかがいできたらと思います。といいますのが、私が少しお話を聞いたとある発達に関する専門の先生によると、発達支援に関しては、和歌山県はかなり支援をしてくださっていて、その中でも橋本市は非常に恵まれている。それだけ今まで橋本市の行政の方々は色々な皆さんのご尽力のおかげで、専門の方も言うほど橋本市は進んできていまして、私も子育ての中で色々な悩みや不安もありながらも、橋本市の行政や子育てに関する考え方にすごく安心して、自分の親子とも受け入れてもらえているんだとすごく安心して子育てをしてこられたと思っています。ただ、今後、法律もそうですし、色々なものが変わっていく中で、正直、不安なり先行きの見えない部分で、色々な悩みがあつて、自分の子育て世代だけではなくて、やっぱり孫なり、今後長い期間を考えていく上で、やはり今までの橋本市の行政の非常にご尽力いただいたものを、このまま何とか残していただく方向でやっていただきましたら、親子ともいい状態で子育てができるのではないかと考えています。そして、もし今後、保育園なり認定こども園なり、どうしても入れない児童が出てくるのか、絶対に入れるような状況をつくっていけるのかどうか、その辺の考え方について、現在の考え方で結構ですので、答えられる範囲でお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>3カ月のお話ですが、法律、例えば、「民法」の関係で定められている期間、性格に把握していませんが、そういったことを再度調べて、これが変更可能かどうかは今後の宿題とさせていただきたいと思います。それから、便宜の提供という点については、当然、その施設が撤退する場合には、そこに子どもさんがいらっ</p>

	<p>しやるわけですから、次を探すなりの便宜を施設側も協力しなければなりませんし、当然、行政についてもかかわっていく必要があると考えています。</p> <p>それから今後の民営化の点については、現在のところ、幼保一元化5カ年計画で謳われている園については、計画に基づいて、公設民営の認定こども園に移行することが決定しています。それにプラスして応其地域の応其幼稚園をこども園にすることが決定して、作業を進めているところです。残っているのが、保育園では紀見保育園、幼稚園についても残っているところがあります。それについて、今後どうするかという方針については、一応、こども園化ということで市の方針は出ています。それを民営化するかどうか、時期等は決まっていますが、将来的には民営化という話も出てくるのかなという方向で思っています。ただ、時期については、いつかは分かりませんので、将来的に公設公営のこども園化を一時的に図って、将来的に民営化に向けていく可能性もあるのかなと思っています。公設公営の園が残るかどうかは、はっきりとはいえない状況になっています。</p> <p>それから発達支援については、先ほどお話がありました通り、県内でもかなり力を入れて、予算もかけてやっているところで、それは公設公営であろうが、公設民営であろうが、同じように発達相談をして、同じ基準で職員を配置するようにしていますので、公民特に変更はありませんし、今後もそういった事業については継続していくことになろうかと思っています。何かほかに答弁もれはございますか。</p>
委員	<p>希望するこども園に入れないうちの子さんが今後出てくることあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>こども園の短時間児については園区がありますので、園区の子どもさんは基本的に受け入れますので、入れないということはないと思います。ただ、長時間児、保育園児については、園区がありませんので、地元の子どもさん優先ということではなく、やはり緊急度を優先の最上位に持ってきますので、そういった中で入れない方もできます。ただ、市内全域では入れるような形では量を確保したいとは思っています。</p>
議長	<p>時間も延長しておりますので、その他に議題については、これまでの議論で皆さんからご意見いただいていると思います。最後に事務局より説明の申し出がありますので、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>(3) その他について説明</p>

議長	<p>ご意見がありましたら、専門分科会でということです。今、事務局からご提案いただきました利用定員や負担額の設定、学童保育といった、本会議で決めていく重要事項については、事務局と関係者で案を出していただいて、その案について私たちが確認した中で、必要であればより深く審議するという形で進めていくということによろしいでしょうか。</p>
一同	<p>異議なし</p>
議長	<p>ということで、より多くの意見を反映することがとても大切なことですが、それについてよりスムーズな形でできるように、事務局の方々にはご努力いただきたいと思います。次回の会議の日程についてもご質問があったかと思いますが。</p>
委員	<p>責任を持って参加するために、日程をおさえていただきたいと思います。</p>
議長	<p>資料の件と日程の件について、事務局の方から連絡があるかと思いますが。本日はどうもありがとうございました。</p>
事務局	<p>これをもちまして第3回橋本市子ども・子育て会議を閉会します。最後までご協力いただき、ありがとうございました。お気を付けてお帰りください。 閉会</p>